

令和 2 年松前町条例第24号

松前町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 6 月 25 日

松前町長 岡 本 靖

松前町介護保険条例の一部を改正する条例

松前町介護保険条例（平成12年松前町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ 令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,080円</u>とする。</p> <p>7 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ 令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,440円</u>とする。</p> <p>8 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ 令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>44,520円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,850円</u>とする。</p> <p>7 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,390円</u>とする。</p> <p>8 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,110円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の松前町介護保険条例第 2 条第 6 項から第 8 項まで及び次項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。